

①

令和元年9月20日招集

# 埼玉県議会定例会議案

目

次

頁

第 83 号議案	令和元年度埼玉県一般会計補正予算（第 1 号） .....	1
第 84 号議案	令和元年度埼玉県一般会計補正予算（第 2 号） .....	3

### 第83号議案

令和元年度埼玉県一般会計補正予算（第1号）

令和元年度埼玉県一般会計の補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（予算の名称等）

第1条 「平成31年度埼玉県一般会計予算」の名称を「令和元年度埼玉県一般会計予算」とする。

2 令和元年度埼玉県一般会計予算中の平成31年度以降の元号による表示を「令和」に読み替えるものとする。

（歳入歳出予算の補正）

第2条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2,205,507千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1,890,665,507千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「別表歳入歳出予算補正」による。

別表 歳入歳出予算補正

歳 入

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
9 国庫支出金		157,477,816	2,205,507	159,683,323
	3 委託金	5,838,073	2,205,507	8,043,580
歳入合計		1,888,460,000	2,205,507	1,890,665,507

歳 出

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
2 総務費		95,601,145	2,205,507	97,806,652
	7 選挙費	6,576,587	2,205,507	8,782,094
歳出合計		1,888,460,000	2,205,507	1,890,665,507

令和元年9月20日提出

埼玉県知事 大野 元 裕

#### 第84号議案

令和元年度埼玉県一般会計補正予算（第2号）

令和元年度埼玉県一般会計の補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ5,501,344千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1,893,961,344千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

（地方債の補正）

第2条 地方債の変更は、「第2表地方債補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
7 分担金及び負担金		2,951,276	174,377	3,125,653
	2 負担金	2,662,649	174,377	2,837,026
9 国庫支出金		157,477,816	2,707,120	160,184,936
	2 国庫補助金	46,845,230	2,707,120	49,552,350
13 繰越金		500,000	412	500,412
	1 繰越金	500,000	412	500,412
14 諸収入		34,105,088	215,435	34,320,523
	4 受託事業収入	3,772,579	215,435	3,988,014
15 県債		215,985,000	2,404,000	218,389,000
	1 県債	215,985,000	2,404,000	218,389,000
歳入合計		1,888,460,000	5,501,344	1,893,961,344

歳 出

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
8 土 木 費		115,662,214	5,501,344	121,163,558
	2 道路橋りょう費	50,665,773	1,352,674	52,018,447
	3 河 川 費	29,237,460	2,330,070	31,567,530
	4 都 市 計 画 費	23,778,226	1,818,600	25,596,826
歳 出 合 計		1,888,460,000	5,501,344	1,893,961,344

第2表 地方債補正

変更

(単位 千円)

起債の目的	補正前				補正後			
	限度額	起債の方法	利率	償還の方法	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
道路事業	5,934,000	普通貸借又は証券発行（他の地方公共団体との共同発行を含む。）。ただし、発行価格が額面金額を下回る場合は、その発行価格差減額をうめるため必要な金額を限度額に加算した金額とすることができる。	10%以内。ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率とする。	政府資金についてはその融通条件により、銀行その他の場合はその債権者と協定した融通条件による。ただし、県財政の都合により据置期間を短縮し、若しくは繰上償還又は低利に借り換えることができる。	6,523,000		(補正前に同じ。)	
河川事業	5,278,000	同上	同上	同上	6,272,000		(同上)	
砂防事業	468,000	同上	同上	同上	696,000		(同上)	

街 路 事 業	1,488,000	同	上	同	上	同	上	2,081,000	( 同	上 )
---------	-----------	---	---	---	---	---	---	-----------	-----	-----

令和元年9月20日提出

埼 玉 県 知 事                      大    野    元    裕